

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和7年10月1日

千歳市長 横田 隆一

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名：青葉中学校除湿設備設置工事
- (2) 工事場所：千歳市豊里4丁目1番
- (3) 工 期：契約締結日から令和8年6月30日まで
- (4) 予定価格：56,540,000円（入札書比較価格51,400,000円）
- (5) 工事概要：普通教室、職員室他へのエアコンの設置及び電気設備の改修
- (6) その他
 - ・本工事は、契約後、月単位又は通期の週休2日工事に取り組む旨を受注者と発注者で協議し、週休2日工事に取り組むものとする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日により施工を行うこと。
 - ・落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

2 入札参加資格

入札参加希望者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、告示日における令和11年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において、管工事の格付がA等級の者。
- (2) 平成27年度以降に本工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績（共同企業体としての施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者とする。

なお、施工実績とは、千歳市又は千歳市以外の官公庁が管工事として発注した、S造、RC造又はSRC造の建物の新築、増築又は改修の工事に係る冷暖房設備、空気調和設備、熱源装置等の工事とする。
- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（申請者と3か月以上の雇用関係にある者）を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までの間に、千歳市より指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある場合は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札参加申請

- (1) 本入札の参加者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（第1号様式）を受付期限までに郵送又は持参により提出すること。受付期限を過ぎて提出のあったものや、電送によるものは受け付けない。
- (2) 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 期間：公告日から令和7年10月17日（金）まで

土曜日、日曜日、祝日等を除く9時から17時まで（最終日は12時まで）

イ 場所：千歳市総務部契約管財課契約係（千歳市役所本庁舎4階）

千歳市東雲町2丁目34番地

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。

ア 期間：令和7年10月20日（月）12時まで

イ 閲覧：千歳市役所ホームページの入札・契約情報ページで電子閲覧に供する。

（パスワード照会書を契約管財課に提出し、パスワード回答書を同課から受取り後、電子閲覧が可能）

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書（第3号様式）を提出すること。

ア 期限：入札執行日前々日（休日を除く）の午前10時まで

イ 場所：前項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。

- (3) 質疑書は郵送又は持参するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (4) 現場説明会は行わない。

5 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は、第3項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年10月21日（火）11時00分
- (2) 場所：千歳市役所 4階契約管財課契約係（千歳市東雲町2丁目34番地）

7 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて郵送又は持参しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 電送による入札は、認めない。
- (4) 入札回数は、1回とする。
- (5) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

8 最低制限価格制度

- (1) 本入札においては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設ける。
- (2) (1)に定める最低制限価格を設けるときの取扱いについては、千歳市最低制限価格制度実施要領（平成22年7月7日制定）の規定によるものとする。

9 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を郵送又は持参により、入札書とともに提出すること。

10 入札参加資格の審査

- (1) 予定価格以下で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札参加資格審査書類を提出期限までに郵送又は持参により提出すること。
- (3) 入札参加資格審査書類は、次のとおり受け付ける。
 - ア 期限：提出を求められた日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く）以内とする。
 - イ 場所：第3項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。
- (4) 入札参加資格審査書類は、次のとおりとする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）
 - イ 第2項（入札参加資格）第2号に示す工事施工実績を証明できるもの（契約書又はコリンズの写し等）

ウ 配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）

なお、雇用関係を確認できる書類とは、健康保険被保険者証（有効なものに限る）、監理技術者資格者証の裏書、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書その他これに準ずる資料とする。

- (5) 入札参加資格審査は入札参加資格審査書類提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く）以内に行い、落札候補者が審査の結果、入札参加資格を満たしている場合は、落札者とする。
- (6) 落札候補者が第2項に示す入札参加資格を満たさないと認められたときは、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで審査を行う。また、当該落札候補者のした入札は無効とし、入札参加資格を満たさない理由を付して文書で通知する。
- (7) 入札参加資格を満たさないと認められたことに不服がある者は、前号の通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。

11 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

12 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。

13 契約書作成の要否

契約書の作成は、必要とする。

14 支払条件等

(1) 前金払

- ア 令和7年度：有り 契約金額の4割以内を限度とし、22,610,000円を限度とする。
- イ 令和8年度：有り 契約金額の4割以内を限度とし、令和7年度において支払った金額を減じた額とする。

(2) 中間前金払

- ア 令和7年度：無し
- イ 令和8年度：有り（部分払を選択した場合は支払わない）
当該会計年度の出来形部分等に対する請負代金額相当額（以下「出来形部分等予定額」という。）の2割以内で、前金払と合わせて契約金額の6割を超えないこととする。

(3) 部分払

- ア 令和7年度：無し
- イ 令和8年度：部分払回数 2回以内（中間前金払を選択した場合は支払わない）
ただし、中間前金払を選択した場合でも、当該会計年度における出来高が出来形部分等予定額に達した場合は、当該年度の支払限度額の範囲内で支払うことができる。

15 工事完成保証人の要否

必要としない。

16 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第12条並びに建設工事

競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

17 その他

(1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。

(2) 不明な点については、次に照会すること。

千歳市総務部契約管財課契約係（千歳市役所本庁舎4階）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話番号：0123-24-0535（直通）

FAX. 番号：0123-22-8854